

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5K6Z23C02110		5L7V2AT0001 0001					
品名 または 件名							
輸送艦艇の維持整備に係る調査役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸幕				陸幕 装計部 輸送			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
陸幕 装計部 輸送				令和8年7月31日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和7年10月24日(金) 10時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分(前日が休日及び休養日の場合は、その前日)までに担当者必着分を有効とする。
エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書(写)」を提出すること。(メール又はFAX可)

- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課 瀬古口

(TEL : 03-3268-3111内線40794)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
輸送艦艇の維持整備に係る 調査役務	GLT-Z-000003
	防衛大臣承認 令和 年 月 日
	作成 令和7年 9月26日
	変更 令和 年 月 日
作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省において使用する輸送艦艇の維持整備に係る調査役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

輸送艦艇

自衛隊海上輸送群に配備（予定を含む。）される船舶（輸送艦（LSV）2隻、輸送艦（LCU）4隻、輸送艇（MSV）4隻）をいう。

1.2.2

PBL

Performance Based Logisticsの略語で、装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数及び役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等によって得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて、官民の長期的なパートナーシップの下で包括的な業務範囲について契約を結ぶことをいう。

1.2.3

BCA

Business Case Analysisの略語で、PBLの最適なモデル検討のために、実施効果及び実現可能性の観点から分析をすることをいう。

1.2.4

RFI

Request For Informationの略語で、より具体的なPBL実施内容の検討に資する情報を民間企業から取得することをいう。

1.2.5

KPI

Key Performance Indicatorの略語で、官民の合意によって設定した、役務の提供等によって得られる成果について評価するための業務評価指標をいう。

1.2.6

維持整備

輸送艦艇を常に良好な状態に維持し、故障発生を未然に防止するため、実施する点検、交換、調整、修理等の作業をいう。

1.2.7

在庫保証

維持整備用部品等を対象とし、防衛省又はPBL契約の相手方の倉庫に保管する一定の在庫数量をPBL契約の相手方が保証することをいう。

1.2.8

リードタイム

維持整備用部品等を対象とし、官側からの請求から受領に係る期間をいう。

1.2.9

リードタイム保証

リードタイムをPBL契約の相手方が保証することをいう。

1.2.10

維持整備用部品等

維持整備に必要とする輸送艦艇の船体、構成品の部品等をいう。

1.2.11

整備期間

PBL契約の相手方による整備において、官側の要求日又は整備開始予定日から検査完了までの期間をいう。

1.2.12

整備期間保証

整備期間をPBL契約の相手方が保証することをいう。

1.2.13

技術情報

技術刊行物及び輸送艦艇の安全性に影響を与える情報をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

会計法（昭和22年法律第35号）

物品管理法（昭和31年法律第113号）

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）

装備品及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）〔防経装第19072号（26.12.24）〕

1.3.2 関連文書

a) **仕様書**

- GLT-C-F-000001 中型級船舶 (LSV)
- GLT-C-F-000002 小型級船舶 (LCU)
- GLT-C-F-000005 機動舟艇
- GLT-C-F-000010 輸送艇 (MSV)
- GLT-C-F-000011 輸送艦 (LSV)
- GLT-C-F-000012 輸送艦 (LCU)

b) **法令等**

- 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和29年法律第166号)
- 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 (昭和33年総理府令第1号)
- 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令 (昭和44年防衛庁訓令第27号)
- 防衛省所管物品管理取扱規則 (平成18年防衛省訓令第115号)
- 登録船舶管理事業者規程 (国土交通省告示第466号。平成30年3月)
- 陸上自衛隊会計事務規則 (陸上自衛隊達第16-4号 (50. 2. 24))
- 陸上自衛隊整備規則 (陸上自衛隊達第71-4号 (52. 12. 24))
- 陸上自衛隊補給管理規則 (陸上自衛隊達第71-5号 (19. 1. 9))
- 補給統制本部補給管理規則 [補給統制本部達第70-1号 (16. 12. 21)]
- 補給統制本部経理規則 [補給統制本部達第90-1号 (21. 7. 29)]
- 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達) [防装庁 (事) 第223号 (令和5年6月29日)]

c) **その他**

- 防衛省PBLガイドライン (平成30年6月防衛装備庁)

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務の実施に当たり、研究機関、関係企業、メディア、出版物などの調査が必要な場合の連絡調整は、契約の相手方が実施する。ただし、官側及びRFI回答企業における部品の補給、維持整備、管理業務などに関する実態把握のため、意見交換及び現場状況調査などにおいて官側の支援を必要とする場合は、4.8による。

2.2 役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人 (以下、“業務従事者”という。) を確保しなければならない。
- b) a)の業務従事者が、この役務の実施に当たり、必要な経験、知識、技能などをもたなければならない。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学 (母語及び外国語能力)、文化的背景 (国籍等)、業績などをもたなければならない。
- d) a)の業務従事者が他の手持ち業務との関係において、履行に必要な業務所要に対応可能な体制にななければならない。

- e) 船舶のPBLに関する知見を有する者を、調査期間中にわたり従事させなければならない。
- f) BCAの管理の実績を少なくとも複数件以上もつ。また、当該管理を行う者が従事不可能となった場合に、代替可能な同等の実績をもつ人材を複数名確保する。

2.3 実施計画書の作成

実施計画書の作成は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約締結後、この役務を実施するに当たり必要な事項（調査スケジュール及び報告書を提出する時期など）を記載した実施計画書を、官側と調整のうえ作成し、提出する。
- b) この役務の実施に当たり、契約の相手方は、契約後速やかに図1に示す業務従事者名簿に業務従事者ごとの氏名、所属、役職、学歴、職歴のほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍など）、業績などを記載し、提出しなければならない。

2.4 役務の内容

2.4.1 BCAの実施

BCAの実施は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) BCAを実施する対象は、令和6年度末、令和7年度末及び令和8年度末から令和9年度末までにそれぞれ就役予定の輸送艦艇の維持整備、船体の維持整備用部品などの調達、補給及び保管並びに在庫管理、不具合情報を含む技術情報の管理及び情報共有とする。
- b) 契約の相手方は、表1に示す事項の調査及び分析などを行う。

表1－役務の内容

番号	実施項目	調査及び分析などの内容
1	PBL契約を適用しない場合の業務の分析	1) 対象業務に関するPBL導入可能性の評価に当たり、十分に把握しておくことが必要な業務の現状について調査する。調査事項には次の点を含める。 1.1) 業務の種類 1.2) 各業務を実施している人員数 1.3) 整備などに係る委託契約の情報 1.4) その他必要な事項 2) a)1)の調査結果によって、対象業務の現状について分析する。 3) PBL契約を適用せずに対象業務を実施した場合の概算の経費を算定する。算定に当たり変動要素が見込まれる場合には、取り得る幅を確率分布で示すなどの工夫を行う。
	課題の抽出	1) PBL契約を適用せずに対象業務を実施した場合の課題を、a)の結果及び官側、RFI回答企業へのヒアリング調査などを基に抽出する。 2) b)1)で抽出した課題について、PBL導入によって解消が見込めるものをしゅん（峻）別する。
2	民側受容性などの分析	1) 対象業務を委託可能と想定される会社に対して、過去のBCAでの議論内容を把握したうえでヒアリング調査、官民勉強会などを実施することによって、次の点を調査する。

表1- 役務の内容 (続き)

番号	実施項目	調査及び分析などの内容
2	民側受容性などの分析 (続き) a) 会社ヒアリングなどの実施 (続き) b) 課題の抽出	1.1) PBLの受容可否 1.2) 受容可能な業務の内容 1.3) KPI達成を担保するための方策案 (南西地域における補給整備基盤の確立に資する民間企業等の活用可能度調査を含む。) 1.4) その他PBL導入効果の分析の導出に必要な内容 2) 会社ヒアリングに当たっては、令和4年度から7年度までに実施したBCAにおけるヒアリング結果及び官民勉強会の議論内容を十分に把握した者が実施する。 3) ヒアリング対象とする会社は4社を基準とし、細部は官側との調整による。 1) ヒアリングなどによる調査の結果を踏まえ、対象業務を民側に委託した場合の課題などを抽出する。 2) 抽出された課題の解決可否について検討する。解決可能と想定されるものについては、解決策案を示す。
3	PBL導入効果の分析 a) 実施効果の分析 (その1)	1) 番号1及び番号2の結果を基に、実現可能かつ最適と想定されるPBLの実施内容について提案する。実施内容の提案に当たっては、自衛隊におけるほかのPBL契約などを把握したうえで次の点を考慮して行う。 1.1) 現に履行中のPBLにおける課題の抽出 1.2) 業務実施要領 (官民の業務分担) 及び業務範囲の検討 1.3) 最適な契約条件 (期間、契約方式及び本数、支払い条件等) の検討 1.4) KPIの検討 (在庫保証、リードタイム保証、整備期間保証を達成しうるもの) 1.5) KPI達成を担保するための方策 1.6) 必要に応じ、PBL契約及び運用におけるベストプラクティスの研究 (海外における事例を含む。) 1.7) その他契約締結に当たって考慮すべき事項 2) 提案したPBLに係る概算の経費を算定する。必要に応じ、経費の比較・分析・評価を併せて行う。算定に当たり変動要素が見込まれる場合には、取り得る幅を確率分布で示すなどの工夫を行う。 3) 提案したPBLの実施によって、現状の業務がどのように改善するか、即応性の向上、業務の効率化及び経費の抑制の観点から整理する。 4) 提案に当たっては、契約形態に関わる適用可能性の観点から、会計法、物品管理法、予算決算及び会計令等関係法令を考慮し、実現可能性のある提案を行う。

表1－役務の内容（続き）

番号	実施項目	調査及び分析などの内容
3	a) 実施効果の分析（その1）（続き）	5) 令和8年度末から令和9年度末にかけて就役予定の輸送艇（MSV）4隻、令和9年度末に就役予定の輸送艦（LSV）1隻及び輸送艦（LCU）1隻に対してそれぞれ分析を実施する。
	b) 実施効果の分析（その2）	1) 令和6年度末から開始された及び令和7年度末に開始されるPBLに係る定例ミーティングなどに船舶のPBLに関する調査実績を有する者を出席させ、会議の実施を支援するとともに、当該PBL契約の効果の分析などを行う。 2) b)1)で得られた成果を次に反映する。 2.1) 令和8年度末から令和9年度末にかけて就役予定の輸送艇（MSV）4隻のPBL実施計画書（案） 2.2) 令和9年度末に就役予定の輸送艦（LSV）1隻及び輸送艦（LCU）1隻のPBL実現可能性の分析（PBL契約を適用しない場合の業務の分析、民側受容性などの分析、PBL導入効果の分析）
4	PBL実施計画書（案）などの提案	1) 令和7年度末に就役予定の輸送艦（LCU）2隻のPBLに関し、定例ミーティングなどへの参加を通じて得られた改善事項など及び細部業務要領（就役後の補給、整備、検査の業務フローなど）について提案する。 2) 令和8年度末から令和9年度末にかけて就役予定の輸送艇（MSV）4隻のPBL実施計画書（案）について提案する。 3) 令和9年度末に就役予定の輸送艦（LSV）1隻及び輸送艦（LCU）1隻のPBL実現可能性の分析結果（PBL契約を適用しない場合の業務の分析、民側受容性などの分析、PBL導入効果の分析）について提案する。 4) 輸送艦艇10隻を対象とし、即応性の向上、業務の効率化及び経費の抑制の観点から、艦種ごとに契約を一本化する最適な時期について提案する。 5) 官側の要求により、PBL実施計画書（案）などに必要な資料の作成支援を行う。

c) BCAの実施に当たっては、令和4年度から7年度までに実施したBCA成果を踏まえ実施する。

d) 官側及びRFI回答企業との意見交換、現場状況調査などの調査回数は、次を基準とし、細部は、官側との調整による。（括弧内の回数は、勉強会を含む。）

- 1) 防衛省陸上幕僚監部又は陸上自衛隊補給統制本部（10回）
- 2) RFI回答企業の本社及び工場（4社各6回）
- 3) 船舶建造企業の本社及び工場（4回）
- 4) 令和6年度末から開始された及び令和7年度末に開始されるPBL契約の相手方（6回）
- 5) 自衛隊海上輸送群（6回）
- 6) 南西地域における補給整備基盤の確立に資する民間企業等の活用可能度調査に係る現地確認（1回以上）

2.4.2 勉強会

履行可能性の高いPBL実施計画書（案）の作成に資するため、必要に応じ勉強会を実施する。細部日程等は、官側との調整によって決定する。

2.4.3 PBL以外の提案

PBL以外のより良い新たな提案がある場合は、官側と調整のうえ、提案を行う。

2.5 報告書等

2.5.1 報告書などの作成

この役務の報告書の作成に当たっては、総論的かつ抽象的な表現とすることなく、具体的な記載とし、特に事実関係の記載は、可能な限り出典などを明らかにし、引用した文献などは、報告書中に明記する。また、調査に当たって入手した資料など（官側及びRFI回答企業との意見交換における応答書を含む。）は、資料リストを添付のうえ、電子媒体（CD-R）に格納する。また、4.3のただし書きに該当する部分も明示する。

なお、中間報告書及び成果報告書の作成に併せて、報告会を実施する。細部日程等は、官側との調整によって決定し、基準は表2による。

表2－報告会

名称	時期	場所
中間報告会	令和8年2月	防衛省陸上幕僚監部又は
成果報告会	令和8年7月	陸上自衛隊補給統制本部

2.5.2 中間報告書の提出

契約の相手方は、表1に示す内容について、官側との調整のうえ、中間報告書を作成し、提出する。

2.5.3 成果報告書の提出

契約の相手方は、表1に示す内容について、PBL実現可能性の分析結果及びPBL実施計画書（案）のほか、官側との調整のうえ、成果報告書を作成し、提出する。

2.5.4 進捗状況の報告

契約の相手方は、調査分析の実施に当たり、調査分析の進捗状況を図2に示す作業確認調書によって報告し、必要な指示を受ける。また、官側が要求した場合、その都度、調査分析の進捗状況を報告する。

なお、調査分析の進捗状況に変更が生じた場合、契約の相手方は、その旨を報告し、必要な指示を受けなければならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3－提出書類

番号	名称	提出時期	数量	提出先	様式
1	実施計画書	契約締結後速やかに。	各1	監督官	様式随意（電子媒体（CD-R）1部を含む。）
2	中間報告書	令和8年2月			
3	成果報告書	令和8年7月		監督官経由検査官	

表3-提出書類（続き）

番号	名称	提出時期	数量	提出先	様式
4	業務従事者名簿	契約締結後速やかに。		監督官	図1による。
5	作業確認調書	毎月末			図2による。
6	下請負承認申請書	必要の都度			様式随意
<p>注記1 紙媒体の用紙は、A4を基準とし、必要によってファイル等とする。</p> <p>注記2 紙媒体に併せて電子データ（Microsoft Office 2010以降で作成）を提出する。</p> <p>注記3 名簿に変更があった場合は、速やかに新しい名簿を提出する。</p>					

4.2 下請負

契約の相手方は、この契約に係る役務の一部を第三者に請け負わせる場合は、下請負承認申請書を作成・提出して承認を受けなければならない。また、契約の相手方は、下請負者等に対してもコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図らなければならない。

4.3 著作権の移転

この役務において、官側に成果物を提出したとき、その著作権も附属して官側に移転する。ただし、契約の相手方がこの役務の契約以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.4 無償貸付品

無償貸付品は、契約の相手方が必要とする器材等で官側が貸付け可能なものについては、GLTCG-Z000001の箇条5によって無償で貸し付ける。

4.5 秘密保全

秘密保全は、“装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）”による。

4.6 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行の際知り得た秘密等（“秘密保全に関する訓令”第2条第1項に規定する秘密，“防衛装備庁における秘密保全に関する訓令”第2条第1項に規定する秘密，“日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法”第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び“特定秘密の保護に関する法律”第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）の取扱いに当たっては、この契約に適用される各特約条項による。また、保護すべき情報〔“装備品及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、“情報セキュリティ通達”における添付資料（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項）及び別紙（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準）によって（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、それぞれ適切に管理する。この際、特に、秘密等及び保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、“情報セキュリティ通達”第5項第4号の規定によって解除をしようとする場合に、第5項第4号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面によって個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブ

ランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.7 知的財産権等

この役務の履行において、知的財産権等の利用に当たり生じた問題は、GLT-CG-Z000001の8.1によるほか、全て契約の相手方の責任において処理する。

4.8 官側の支援事項

契約の相手方は、この契約の履行のために必要な事項について、事前に官側との調整のうえ、契約担当官等に申請し、官側の支援を受けることが可能である。

4.9 官側の施設への立ち入り

官側の施設への立ち入りは、それぞれの立入許可権者の定める要領による。

4.10 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

令和 年 月 日

業務従事者名簿

監督官 殿

会社住所

会社名

代表者氏名

印

契約番号		契約年月日	
調達要求番号			
契約件名			

下記のとおり、提出しますので承認をお願いします。

記

番号	氏名 (年齢)	所属 (住所)	経歴等明細

上記のとおり、承認する。

令和 年 月 日

監督官

階 級

氏 名

印

図1-業務従事者名簿

令和 年 月 日

作業確認調書

監督官 殿

会社住所

会社名

代表者氏名

印

契約番号		契約年月日	
調達要求番号			
契約件名			

下記のとおり、報告します。

記

実施日	作業項目	実施者氏名	作業場所

令和 年 月 日

監督官

階 級

氏 名

印

図2-作業確認調書

入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L7V2AT0001	契 約 実 施 計 画 番 号	5K6Z23C02110
-------------	-------------	-----------------	--------------

金額 円 (税抜)

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税 抜)	金 額 (税 抜)
輸送艦艇の維持整備に係る調査役務	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	陸 幕		納入期限(工期)	令和8年7月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 10 月 24 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名
 担 当 者 名
 連 絡 先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者